

(2) 経営協議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

経営協議会は、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法第20条の規定により、平成16年4月から全ての国立大学法人に設置されたものであり、主な審議事項は次のとおりである。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- iii) 基本規則、学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- v) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vi) その他本法人の経営に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

本法人の経営協議会は、学長、学長が指名した理事（2人）、学長が指名した副学長（1人）、学長が指名した職員（2人）、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者（7人）の計13人で構成している。

令和3年度における経営協議会委員（職名は令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

議長	林 泰 成	学長
	中 山 勘次郎	理事 兼 副学長
	出 口 利 定	理事
	天 野 和 孝	理事 兼 副学長
	渡 部 洋一郎	副学長
	矢 崎 雅 之	事務局長 兼 副学長
	伊 藤 利 彦	ふるさと上越ネットワーク会長
	小 原 芳 明	学校法人玉川学園理事長・玉川大学学長・玉川学園学園長
	近 藤 研 至	文教大学教授
	佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館顧問
	塚 田 賢	新潟県小学校長会会長・上越市立大手町小学校長
	高 橋 信 雄	上越商工会議所会頭
	村 山 秀 幸	上越市長

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和3年度は次のとおり7回の会議を開催した。

- ・ 第76回 令和3年 6月10日（木）～ 6月18日（金）
- ・ 第77回 令和3年 6月28日（月）

- ・ 第 78 回 令和 3 年 9 月 21 日 (火) ～ 10 月 1 日 (金)
- ・ 第 79 回 令和 3 年 10 月 25 日 (月)
- ・ 第 80 回 令和 4 年 1 月 17 日 (月) ～ 1 月 20 日 (木)
- ・ 第 81 回 令和 4 年 1 月 24 日 (月) ～ 1 月 26 日 (水)
- ・ 第 82 回 令和 4 年 3 月 24 日 (木)

イ 審議された主な事項

令和 3 年度の主な審議事項は、①職員給与規程の一部改正、②令和 2 事業年度の業務実績に関する評価、③大学機関別認証評価、④学長選考会議予備委員の選出、⑤第 4 期中期目標・中期計画の策定、⑥令和 2 事業年度決算、⑦令和 4 年度概算要求、⑧令和 3 年度学内補正予算（第 1 次）、⑨赤倉野外活動施設の譲渡、⑩国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告（令和 3 年度）、⑪令和 3 年度学内補正予算（第 2 次）、⑫国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告、⑬「第 4 期中期目標（原案）・中期計画（案）」の提出、⑭業務方法書の変更、⑮令和 3 年度学内補正予算（第 3 次）、⑯目的積立金の執行計画、⑰令和 4 年度学内予算編成方針、⑱学生駐車場「車両入構登録証」発行手数料の徴収、⑲非常勤職員給与の改定、⑳学長選考・監察会議委員及び同予備委員の選出、㉑基本規則及び経営協議会規則の一部改正、㉒令和 3 年度学内補正予算（第 4 次）、㉓令和 4 年度学内予算、㉔自己点検・評価規則の一部改正、㉕令和 4 年度に係る自己点検・評価実施計画、㉖人事関係規則の一部改正 等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

年度計画については、前年度と同様に、経営に関する事項に十分な審議時間が確保できるよう資料に工夫を施した上で説明・審議を行った。

また、学内予算など必要に応じ特に重要となる事項を整理した参考資料を作成し、審議の効率化を図った。

なお、議題照会時に、法令上審議すべき事項を示し、審議事項の遺漏がないよう関係組織に促している。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

会議資料の予め委員への送付や書面審議を活用することにより、審議時間の短縮及び有益な示唆や指導・助言を得る時間を確保した。